様式２［第３条、第４条、第８条関係］

〔育児・介護〕休業取扱通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県公立大学法人理事長　　印

　あなたが令和　　年　　月　　日にされた〔育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕について、高知県公立大学法人職員の育児・介護休業等に関する規程に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 休業の期間等 | ・適正な申出がされていましたので令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで休業してください。  ・申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を令和　 年　　月　　日にしてください。  ・あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。  ・あなたが令和　　年　　月　　日にした休業申出は撤回されました。  ・（介護休業の場合のみ）今回の介護休業は、同一の対象家族について（　　）回目です。同一の対象家族について介護休業ができる日数は残り（　　）日になります。 |
| ２ 休業期間中の取扱い等 | （１）休業期間中については給与を支払いません。  （２） 所属は　　　　　　のままとします。  （３）・（育児休業の場合のみ）あなたの共済組合掛金は免除されます。  ・（介護休業の場合のみ）あなたの共済組合掛金本人負担分は、令和　　月現在で1月約　　円ですが、休業を開始することにより、　　月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに法人から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、総務企画部総務課・総務部人事課に持参してください。  振込先：  （４）住民税については、市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。 |
| ３ 休業後の労働条件 | （１）休業後のあなたの基本給は、　　　　　です（ただし、昇給がある場合はこれによりません）。  （２）退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。  （３）復職後は原則として　　　部・課で休業をする前と同じ職務についていただく予定です。  （４）あなたの平成　　年度の有給休暇はあと　　日あります。次年度の有給休暇は、今後　　日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて　　日の有給休暇を請求できます。 |
| ４ その他 | （１）お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に事務局に電話連絡してください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を理事長等と話し合って決定していただきます。  （２）休業期間中についても福利厚生施設を利用することができます。 |